



鳥取県公報

平成14年 1月18日(金)
号外第5号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則(1)
(地域課)..... 1

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 1月18日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

鳥取県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
鳥取県米子警察署	略			鳥取県米子警察署	略		
	西伯町阿賀警察官駐在所	西伯町大字阿賀	略		西伯町福成警察官駐在所	西伯町大字福成	略
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

